

## 先行行為補償特約

当社は、この特約により、専門事業者賠償責任保険普通保険約款第11条（保険金を支払わない場合—その4）①の規定中「初年度契約の保険期間の開始日」とあるのを、保険証券記載の遡及日に読み替えて適用するものとします。

## 損害賠償請求期間延長特約

- (1) 当社は、この特約により、この保険契約の保険期間終了後保険証券記載の延長期間以内に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合には、専門事業者賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第5条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、この保険契約の保険期間終了日にその損害賠償請求がなされたものとみなします。
- (2) (1)の規定は、この保険契約の保険期間が次のいずれかにより終了した場合において、この保険契約の保険期間の終了日を保険期間の開始日とする専門事業者賠償責任保険がないときに適用します。
- ① 普通保険約款第12条（通知義務）(2)の規定による解除
  - ② 普通保険約款第18条（保険契約者による保険契約の解約）の規定による解約
  - ③ 失効または解除もしくは解約によらない終了
- (3) (1)の損害賠償請求は、保険期間の終了日より前に行われた行為に起因するものに限り適用します。
- (4) (1)の規定は、損害賠償請求期間のみを延長するものであって、残存する保険期間中総支払限度額がそのまま適用されます。
- (5) この特約を保険期間中に削除する場合は、当社は既に領収したこの特約に対応する保険料を返還します。

## 国外危険補償特約

当社は、この特約により、専門事業者賠償責任保険普通保険約款第7条（保険責任のおよぶ地域）の規定にかかわらず、被保険者が専門事業の業務について行った行為<sup>(注1)</sup>に起因して、保険期間中に被保険者に対して日本国外<sup>(注2)</sup>において損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金を支払います。

(注1) 行為

不作為を含みます。

(注2) 日本国外

保険証券にこれと異なる国または地域が記載されている場合、その国または地域とします。

## 上乗せ保険契約特約

### 第1条（支払保険金）

専門事業者賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)および普通保険約款第32条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、当社が支払う保険金の額は、一連の損害賠償請求について、損害の額の、保険証券記載の第一次保険（以下「第一次保険」といいます。）により支払われる保険金の額<sup>(注1)</sup>とその免責金額<sup>(注2)</sup>の合計額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を超える部分とし、保険証券に記載された支払限度額を限度とします。

(注1) 支払われる保険金の額

第一次保険が2つ以上ある場合はその合算額とします。

(注2) 免責金額

第一次保険が2つ以上ある場合は最も低い額とします。

## 第2条（第一次保険の維持）

- (1) 保険契約者および被保険者は、この保険契約の保険期間中、前提となる第一次保険の効力を維持し、保険条件を変更してはなりません。ただし、保険金の支払いによって第一次保険の保険期間中支払限度額が費消された場合および当社が承認した場合を除きます。
- (2) 保険契約者および被保険者が、正当な理由なく(1)の措置を怠った場合は、当社は、その第一次保険が有効であったものとみなして第1条（支払保険金）の規定を適用します。

## 第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

# 求償権放棄特約

当社は、専門事業者賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第35条（代位）の規定により取得した権利のうち、保険証券記載の者に対する権利についてはこれを行いません。ただし、その者の故意によって損害が生じた場合を除きます。

# 追加被保険者特約

## 第1条（追加被保険者）

専門事業者賠償責任保険普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約にいう被保険者には、保険証券記載の記名被保険者のほか、保険証券に追加被保険者として記載された者を含めるものとします。

## 第2条（支払限度額）

当社が支払う保険金の額は被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。

## 第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、専門事業者賠償責任保険普通保険約款の規定を適用します。

# 日時認識エラー補償対象外特約

## 第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① コンピュータ機器またはソフトウェア<sup>(注1)</sup>による日付または日時を含むその他の情報の設定、変更、認識、識別、配列、計算または処理
- ② ①に掲げる事由に関して、被保険者または被保険者以外の者がコンピュータ機器またはソフトウェア<sup>(注1)</sup>に対して行う設定、変更または修

正<sup>(注2)</sup>

- ③ 前2号に掲げる事由に関して、被保険者または被保険者以外の者による助言、相談、設計、加工、規格の策定、加工またはこれらに類似の行為<sup>(注3)</sup>

(注1) コンピュータ機器またはソフトウェア  
いずれも所有者の如何を問いません。

(注2) 設定、変更または修正  
不作為を含みます。

(注3) 助言、相談、設計、加工、規格の策定、加工またはこれらに類似の行為  
不作為を含みます。

## 第2条 (用語の定義)

第1条(保険金を支払わない場合)に規定する「コンピュータ機器」とは、コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータハードウェア、マイクロプロセッサ(チップ)、IC、複写機、データ処理装置、通信システム、外付機器、内蔵装置およびこれらに類似の装置ならびに全ての電子・電気機器をいい、その他の機器もしくは製品に部品として内蔵されている同種のものを含みます。

## 第3条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款および付帯される他の特約の規定を準用します。

# 共同保険に関する特約

## 第1条 (独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社(以下「引受保険会社」といいます。)による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

## 第2条 (幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解約もしくは解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ その他前各号の事務または業務に付随する事項

## 第3条 (取扱保険会社の行う事項)

取扱保険会社<sup>(注)</sup>は、全ての引受保険会社のために次の各号に掲げる事項

を行います。

- ① 保険加入の申込を依頼する書類（以下「加入申込票」といいます。）の受領
- ② 加入申込票の記載事項中重要な事項についての事実の告知にかかわる書類等の受領および承認
- ③ 加入申込票の記載事項中重要な事項についての更正の申し出にかかわる書類等の受領および当該申し出の承認
- ④ 加入申込票の記載事項の変更についての申し出および変更内容の承認を証する書類等の受領
- ⑤ 普通保険約款第13条（通知義務）（1）に規定する変更内容の承認を証する書類等の受領
- ⑥ ④および⑤の変更内容の承認を証する書類等に対する承認
- ⑦ 普通保険約款第15条（保険契約に関する調査）に規定する調査
- ⑧ 普通保険約款第28条（損害賠償請求等の通知）（1）および（2）、サイバープロテクター特約第10条（事故の通知）（1）、プロテクト費用補償特約第6条およびサイバープロテクター拡張補償特約第2章プロテクト費用補償条項第6条（情報セキュリティ事故発生の通知）（1）に規定する通知にかかる書類等の受領。ただし、幹事保険会社に保険事故にかかわる処理を一任した取扱保険会社については、本号の規定を適用しません。
- ⑨ 普通保険約款第33条（保険金の請求）（3）および（4）に規定する保険金請求に関する書類等の受領。ただし、幹事保険会社に保険事故にかかわる処理を一任した取扱保険会社については、本号の規定を適用しません。
- ⑩ 損害の査定、保険金支払のために必要な調査、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全。ただし、幹事保険会社に保険事故にかかわる処理を一任した取扱保険会社については、本号の規定を適用しません。
- ⑪ その他前各号の事務または業務に付随する事項

（注）取扱保険会社

取扱代理店が所属する保険会社をいいます。取扱代理店とは、本制度の加入対象者に対し保険料集金事務以外の本制度加入のための代理店事務を行う一般代理店をいいます。

### 第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

### 第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

## 保険料支払に関する特約

### 第1条（保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末日までに払い込むものとします。

### 第2条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1条（保険料の払込方法）の規定にしたがい保険料を払い込まない場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第3条（保険料不払の場合の当社による保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込方法）の規定にしたがい保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

### 第4条（保険契約解除の効力）

第3条（保険料不払の場合の当社による保険契約の解除）の規定による解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

## 保険料支払に関する特約（読み替え規定）

保険料支払に関する特約第2条（保険料領収前の事故）および第3条（保険料不払の場合の当社による保険契約の解除）の規定は、記名被保険者単体に適用することとし、その全文を次のとおり読み替えて適用します。

#### ① 第2条

保険期間が始まった後でも、記名被保険者が保険契約者に対して負担すべき保険料相当額を負担しない場合は、当社は、始期日から、その保険料相当額を含んだ保険料を領収するまでの間に生じたその記名被保険者にかかる事故または事由による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

#### ② 第3条

当社は、記名被保険者が契約者に対して負担すべき保険料相当額を負担しない場合は、当社は、保険契約者および記名被保険者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

## 保険料確定特約（専門事業者用）

### 第1条（保険料算出の基礎）

- (1)当社は、(2)に規定する「領収金」および「売上高」に基づき、この保険契約が定められている場合に、この特約の規定を適用します。
- (2)この保険契約において保険料を定めるために用いる「領収金」および「売上高」は、それぞれ次の定義にしたがうものとします。

#### ① 領収金

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度<sup>(注)</sup>において、保険証券に記載された業務または仕事によって被保険者が領収した金額の総額の保険期間に対する日割の額をいいます。

## ② 売上高

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度<sup>(注)</sup>において、被保険者が販売した保険証券に記載された商品の対価の総額の保険期間に対する日割の額をいいます。

(注) 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度

その会計年度の期間が1年間でない場合は、期間1年間の会計年度で最近のものとしてします。

## 第2条（保険料精算の省略）

当社は、専門事業者賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第22条（保険料の精算）(1)および(3)、同第23条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）②ただし書および③ただし書、同第24条（保険料の返還—無効または失効の場合）(2)ならびに同第26条（保険料の返還—解約または解除の場合）(2)の規定を適用しません。

## 第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

# サイバープロテクター特約

## 「用語の説明」

この保険契約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この保険契約に付帯される他の特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。

	用語	説明
き	企業情報	特定の事業者に関する情報であり、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていない情報をいいます。
け	権利保全行使費用	専門事業者賠償責任保険普通保険約款第29条（損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)②に規定する手続に必要かつ有益であると当社が認めた費用をいいます。
こ	個人情報	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定される個人情報をいい、死者の情報を含みます。

さ	サイバー攻撃	<p>記名被保険者が所有、使用または管理する情報システムに対する次の行為をいいます。</p> <p>① 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条（定義）第4項に規定する行為その他の不正な手段によりユーザ以外の者が行うアクセスまたはユーザが行う権限外のアクセス</p> <p>② DOS攻撃、D-DOS攻撃等情報システムに対する休止または阻害行為</p> <p>③ マルウェアその他の不正なプログラムの送付、インストールまたは実行</p>
し	使用人等	<p>雇用契約または労働契約の有無にかかわらず、その使用者の業務に従事する者をいい、従業員、短時間労働者<sup>(注1)</sup>、契約社員、準社員、嘱託、非常勤・臨時社員、出向契約に基づき他の事業者から記名被保険者に出向してきている者、労働者派遣を業として行う事業者から記名被保険者に派遣された労働者、またはこれらの地位にあった者を含みます。また、記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、雇用の形態にかかわらず派遣を目的としてその事業者に登録された者<sup>(注2)</sup>を含みます。</p> <p>(注1) 短時間労働者 パートタイム労働者、アルバイト等をいいます。</p> <p>(注2) 登録された者 登録されていた者を含みます。</p>
	情報	<p>次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>① 個人情報</p> <p>② 企業情報</p> <p>③ ①および②を除き、電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される情報</p>
	情報システム	<p>コンピュータ・システムを中心とする情報処理および通信にかかるシステムならびにネットワークをいいます。</p>
	人格権侵害	<p>名誉毀損、プライバシーの侵害、差別<sup>(注1)</sup>、虚偽告訴、侮辱もしくは信用毀損または氏名権<sup>(注2)</sup>、肖像権<sup>(注3)</sup>もしくはパブリシティ権<sup>(注4)</sup>の侵害をいいます。</p> <p>(注1) 差別 不正取引行為を除きます。</p> <p>(注2) 氏名権 自己の氏名を他人に冒用されない権利をいいます。</p> <p>(注3) 肖像権 自己の肖像を無断で他人に撮影、使用または公表されない権利をいいます。</p> <p>(注4) パブリシティ権 経済的利益または価値を有する自己の氏名もしくは名称または肖像を無断で他人に使用されない権利をいいます。</p>

そ	訴訟対応費用	<p>日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用<sup>(注)</sup>であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と当社が認めた費用をいいます。</p> <p>① 被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用</p> <p>② 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費</p> <p>③ 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用</p> <p>④ 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。</p> <p>⑤ 意見書または鑑定書の作成にかかる費用</p> <p>⑥ 増設したコピー機の賃借費用</p> <p>(注) 費用 通常要する費用に限ります。</p>
て	電子情報	<p>情報システムで取り扱われる電子的・光学的に存在する情報および磁気ディスクまたは光ディスク等の外部記憶装置に電子的・光学的に記録されたプログラム、データ等の情報をいいます。</p>
ね	ネットワーク	<p>通信のために用いられる装置および回線をいいます。</p>
ほ	本人	<p>情報によって識別される特定の者をいいます。</p>
ま	マルウェア	<p>他人のプログラムやデータベースに対して、意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであって、次のいずれかに該当する機能を有するものをいいます。</p> <p>① 自らの機能によって他のプログラムに自らをコピーし、またはシステム機能を利用して自らを他のシステムにコピーすることにより、他のシステムに伝染する機能</p> <p>② 発病するための特定時刻、一定時間、処理回数等の条件を記憶させて、発病するまで症状を出さない機能</p> <p>③ プログラム、データ等の情報の破壊を行ったり、設計者の意図しない動作をする等の機能</p>
や	役員	<p>会社法上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者をいい、退任等によりこれらの地位ではなくなった者を含みます。</p>

ろ	漏えい	<p>次のいずれかに該当する者以外の者に知られたこと<sup>(注)</sup>をいいます。ただし、保険契約者または被保険者が知らせる意図をもって知らせた場合を除きます。</p> <p>① 本人  ② 保険契約者  ③ 記名被保険者  ④ ②および③の者の業務の全部またはその一部を受託している者  ⑤ ①から④までの者の役員および使用人等</p> <p>(注) 次のいずれかに該当する者以外の者に知られたこと知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。</p>
---	-----	--

## 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、専門事業者賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、記名被保険者が業務を遂行するにあたり、次のいずれかの事故（以下「事故」といいます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約にしたがって、保険金を支払います。

- ① 次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ
- ア. 記名被保険者<sup>(注1)</sup>が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する他人の情報<sup>(注2)</sup>
  - イ. 記名被保険者<sup>(注1)</sup>が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した他人の情報<sup>(注3)</sup>
- ② ①を除き、記名被保険者が行う情報システムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する次のいずれかに該当する事由
- ア. 他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害
  - イ. 他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊
  - ウ. 他人の人格権侵害または著作権侵害
  - エ. その他不測かつ突発的な事由による他人の損失

(注1) 記名被保険者

記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、記名被保険者から他の事業者に派遣された労働者を含みます。

(注2) 所有、使用または管理する他人の情報

所有、使用または管理を行わなくなったものを含みます。

(注3) 管理を委託した他人の情報

管理を委託しなくなったものを含みます。

## 第2条（被保険者）

- (1) この保険契約において、被保険者とは、普通保険約款第2条（被保険者）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者として、
- ① 記名被保険者
  - ② 記名被保険者の役員
- (2) (1)②に定める者については、記名被保険者の役員として行うまたは行った行為に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。

## 第3条（損害の範囲および支払保険金）

- (1) 当社が第1条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う損害は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)に定める損害のほか、次のいずれかに該当する費用を被保険者が負担することによって生

じる損害を含みます。

- ① 権利保全行使費用
- ② 訴訟対応費用

(2) 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)の規定にかかわらず、当社は、損害の額の合計額が、一連の損害賠償請求につき、保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、次の算式によって算出される額を保険金として支払います。

$$\boxed{\text{保険金}} = \boxed{\text{損害の額の合計額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}}$$

- (3) 訴訟対応費用に対して当社が支払う保険金の額は、一連の損害賠償請求につき1,000万円、保険期間中につき1,000万円を限度とします。
- (4) 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(3)および本条(2)の規定は、(1)に定める損害の額の合計に対して適用します。
- (5) 当社は、権利保全行使費用および訴訟対応費用を保険証券記載の支払限度額に加算して支払うものではありません。権利保全行使費用および訴訟対応費用は損害の一部であり、(4)の規定が適用されるものとします。

#### 第4条（保険期間開始前の事故）

- (1) この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が、保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた<sup>(注)</sup>ときは、当社は、その事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた<sup>(注)</sup>ときは、当社は、その事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注) 事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた  
事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。

#### 第5条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由により発生した事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い
  - ② 国または公共団体の公権力の行使<sup>(注1)</sup>
  - ③ 被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。
- ① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された賠償責任に関する損害賠償請求
  - ② 被保険者が支出したと否とを問わず、違約金に起因する損害賠償請求
  - ③ 採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
  - ④ 株主代表訴訟による損害賠償請求
  - ⑤ 企業その他組織の信用毀損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評被害に起因する損害賠償請求
  - ⑥ 被保険者が支出したと否とを問わず、業務の履行の追完または再履行

のために要する費用<sup>(注2)</sup>に起因する損害賠償請求

- ⑦ 業務の結果の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用に起因する損害賠償請求

(注1) 国または公共団体の公権力の行使

法令等による規制または要請を含みます。

(注2) 業務の履行の追完または再履行のために要する費用

追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます。

## 第6条（保険金を支払わない場合—その2）

(1) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）②に規定する事由については、次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

① 販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求

② 履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。

③ 業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求

④ 人工衛星<sup>(注1)</sup>の損壊または故障に起因する損害賠償請求

⑤ 被保険者の業務の対価<sup>(注2)</sup>の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求

⑥ 商品またはサービスの対価として商品またはサービスの購入者が支払うべき金額よりも過大な請求をしたことに起因する損害賠償請求

⑦ 商品もしくはサービスの販売を中止もしくは終了したことまたは商品もしくはサービスの内容を変更したことに起因する損害賠償請求

⑧ 商品もしくはサービスの価格についての誤った記載または商品もしくはサービスが宣伝の内容と異なることに起因する損害賠償請求

⑨ 記名被保険者が金融機関<sup>(注3)</sup>に該当する場合において、情報システムにおける資金<sup>(注4)</sup>の移動に起因する損害賠償請求

⑩ 記名被保険者が金融機関<sup>(注3)</sup>に該当する場合において、預貯金、株式、債券、金融商品、商品先物、為替等の取引に起因する損害賠償請求

⑪ 記名被保険者が次のいずれかに該当する場合において、電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給・中継の中断または阻害に起因する損害賠償請求

ア. 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者

イ. ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者

ウ. 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者

エ. 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者

(2) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）②に規定する事由については、次のいずれかに該当する事由により発生した事故に起因する損害に対しては保険金を支払いません。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供される情報システム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。

① 記名被保険者が行う、他人が使用することを目的とした情報システム<sup>(注5)</sup>の所有、使用または管理

② 記名被保険者が他人のために開発、作成、構築または販売した情報システム、プログラムまたは電子情報

③ 記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれる情報

## システム、プログラムまたは電子情報

### (注1) 人工衛星

人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。

### (注2) 業務の対価

販売代金、手数料、報酬等名称を問いません。

### (注3) 金融機関

次のいずれかに該当する者を含みます。

- ① 決済代行会社（割賦販売法の一部を改正する法律（平成28年法律第99号）に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者をいいます。）
- ② 金融商品取引所（仮想通貨交換業を含みます。）
- ③ 信用保証協会

### (注4) 資金

電子マネー、仮想通貨、その他これらに類似のものを含みます。

### (注5) 他人が使用することを目的とした情報システム

記名被保険者の業務のために販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、記名被保険者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを除きます。

## 第7条（保険契約締結の宣伝の禁止）

- (1) 保険契約者および被保険者は、その手段を問わず、この保険契約を締結している事実を他人（注）に宣伝するための表示を行うことはできません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、(1)の規定に違反した場合は、当社は、この保険契約を解除することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、(1)の規定に違反した場合には、当社は、宣伝のための表示をした時以降に被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

### (注) 他人

保険契約者および被保険者以外の者をいいます。

## 第8条（保険金を支払わない場合の適用除外）

- (1) この保険契約においては、普通保険約款第9条（保険金を支払わない場合—その2）①から③までの規定は、記名被保険者の使用人等の行った行為に対しては、適用しません。
- (2) この保険契約においては、普通保険約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
① 第10条（保険金を支払わない場合—その3）①	身体の障害（注1）または精神的苦痛	身体の障害（注1）
② 第10条②	誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為	被保険者による誹謗または中傷
③ 第10条④	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害	特許権、実用新案権、意匠権、商標権またはその他の工業所有権の侵害

- (3) この保険契約においては、普通保険約款第10条（保険金を支払わない場合—その3）⑤および⑦ならびに普通保険約款第11条（保険金を支払わない場合—その4）①の規定は適用しません。

## 第9条（保険料算出の基礎）

- (1) この保険契約において、記名被保険者が次表「区分」のいずれかに該当する場合は、普通保険約款第22条（保険料の精算）(1)、普通保険約款第

23条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）②および③、普通保険約款第24条（保険料の返還—無効または失効の場合）（2）ならびに普通保険約款第26条（保険料の返還—解約または解除の場合）（2）の規定中「領収金または売上高」とあるのを、次表「算出の基礎」とお読み替えて適用します。

区分	算出の基礎
① 記名被保険者が銀行業、協同組織金融業または農林水産金融業である場合	経常収益
② 記名被保険者が生命保険代理業または損害保険代理業である場合	取扱手数料
③ 記名被保険者が学校教育を行う場合	納付金、手数料 および寄付金の合計額
④ 記名被保険者が生活共同組合連合会または生活協同組合である場合	供給高
⑤ 記名被保険者が健康保険組合である場合	経常収入
⑥ 記名被保険者が年金基金である場合	年金経理の掛金収入
⑦ 記名被保険者が労働組合である場合	組合費収入
⑧ 記名被保険者が交通安全協会、社会福祉協議会または青年会議所である場合	収入合計
⑨ 記名被保険者が信用保証協会である場合	保証料収入

(2)この保険契約に保険料確定特約（専門事業者用）が付帯されている場合は、同特約第1条（保険料算出の基礎）の規定にかかわらず、この保険契約の保険料を定めるために用いる算出の基礎を次表のとおり読み替えて、同特約の規定を適用します。

区分	算出の基礎
① 記名被保険者が銀行業、協同組織金融業または農林水産金融業である場合	ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 <sup>(注)</sup> の経常収益 イ. 保険契約締結時にア. に規定する「経常収益」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の経常収益
② 記名被保険者が生命保険代理業または損害保険代理業である場合	ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 <sup>(注)</sup> の取扱手数料 イ. 保険契約締結時にア. に規定する「取扱手数料」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の取扱手数料

<p>③ 記名被保険者が学校教育を行う場合</p>	<p>ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度<sup>(注)</sup>において、記名被保険者が行った仕事の全売上高等のうち、納付金、手数料および寄付金の合計額  イ. 保険契約締結時にア. に規定する「納付金、手数料および寄付金の合計額」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の納付金、手数料および寄付金の合計額</p>
<p>④ 記名被保険者が生活共同組合連合会または生活協同組合である場合</p>	<p>ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度<sup>(注)</sup>の供給高  イ. 保険契約締結時にア. に規定する「供給高」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の供給高</p>
<p>⑤ 記名被保険者が健康保険組合である場合</p>	<p>ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度<sup>(注)</sup>の経常収入  イ. 保険契約締結時にア. に規定する「経常収入」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の経常収入</p>
<p>⑥ 記名被保険者が年金基金である場合</p>	<p>ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度<sup>(注)</sup>の年金経理の掛金収入  イ. 保険契約締結時にア. に規定する「年金経理の掛金収入」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の年金経理の掛金収入</p>
<p>⑦ 記名被保険者が労働組合である場合</p>	<p>ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度<sup>(注)</sup>の組合費収入  イ. 保険契約締結時にア. に規定する「組合費収入」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の組合費収入</p>
<p>⑧ 記名被保険者が交通安全協会、社会福祉協議会または青年会議所である場合</p>	<p>ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度<sup>(注)</sup>の収入合計  イ. 保険契約締結時にア. に規定する「収入合計」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の収入合計</p>
<p>⑨ 記名被保険者が信用保証協会である場合</p>	<p>ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度<sup>(注)</sup>の保証料収入  イ. 保険契約締結時にア. に規定する「保証料収入」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の保証料収入</p>

<p>⑩ 記名被保険者が①から⑨まで以外の場合</p>	<p>ア、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度<sup>(注)</sup>の売上高  イ、保険契約締結時にア、に規定する「売上高」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の売上高</p>
-----------------------------	--

(注) 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度

その会計年度の期間が1年間でない場合は、期間1年間の会計年度で最近のものとしてします。

## 第10条 (事故の通知)

(1) 保険契約者または被保険者は、事故の発生を知った場合は、遅滞なく、当社に対して次の事項を通知しなければなりません。

- ① 事故が発生した日<sup>(注)</sup>
- ② 事故の発生を知った日
- ③ 事故の内容
- ④ 漏えいしたまたはそのおそれのある情報の内容
- ⑤ 警察署もしくは行政庁または公的機関への届出を行った場合、その届出日

(注) 事故が発生した日

複数ある場合には最も早い日とし、特定できない場合には発生した可能性のある最も早い日とします。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)に規定する通知を行わない場合または(1)の事項に関して知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(3) (1)の通知がなされた場合は、普通保険約款第28条(損害賠償請求等の通知)(2)に規定する通知がなされたものとみなします。

## 第11条 (損害賠償請求の期限)

普通保険約款第28条(損害賠償請求等の通知)(2)の規定により保険期間中に当社になされた通知については、この保険契約の終了<sup>(注)</sup>後5年以内に損害賠償請求がなされた場合に限り、保険金を支払います。

(注) 保険契約の終了

失効、解約または解除の場合は、その失効、解約または解除の日とします。

## 第12条 (保険金の請求)

被保険者が権利保全行使費用または訴訟対応費用について保険金の請求をする場合は、普通保険約款第33条(保険金の請求)(3)に定める書類または証拠のほか、権利保全行使費用もしくは訴訟対応費用の額を示す見積書または請求書<sup>(注)</sup>を当社に提出しなければなりません。

(注) 権利保全行使費用もしくは訴訟対応費用の額を示す見積書または請求書既に支払いがなされた場合は、その領収書とします。

## 第13条 (普通保険約款の読み替え)

この保険契約においては、普通保険約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
① 第6条(保険料の払込方法)(2)	保険料領収までの間になされた損害賠償請求	保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される事故
② 第7条(保険責任のおよぶ地域)	被保険者が日本国内において行った行為に起因して、日本国内においてなされた損害賠償請求による損害	被保険者が日本国内においてなされた損害賠償請求による損害
③ 第9条(保険金を支払わない場合—その2)	事由または行為に起因する損害賠償請求がなされたことによる損害	事由または行為によって生じた事故に起因する損害
④ 第9条④および⑤	専門業務の提供に際して	業務に際して
⑤ 第12条(告知義務)(3)③	損害賠償請求がなされる前に	事故の発生またはそのおそれを被保険者が知る前に
⑥ 第12条(5)	損害賠償請求がなされた後に	事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に
⑦ 第12条(6)	(2)に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求	(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故
⑧ 第13条(通知義務)(4)	変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求	変更届出書を受領するまでの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される事故
⑨ 第13条(5)	(1)の事実に基づかずになされた損害賠償請求	(1)の事実に基づかずに発生した事故
⑩ 第20条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(3)	損害賠償請求がなされた後に	事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に
	なされた損害賠償請求による損害	発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される事故に起因する損害
⑪ 第27条(追加保険料領収前の損害賠償請求)(1)および(2)	追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求	追加保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される事故

⑫ 第29条(損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)	損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合	損害賠償請求がなされるおそれのある状況(事故の発生またはそのおそれを含みます。)を知った場合
⑬ 第33条(保険金の請求)(4)	損害賠償請求の内容	事故もしくは損害賠償請求の内容
⑭ 第34条(保険金の支払)(1)①および(2)⑤	損害賠償請求の原因	事故または損害賠償請求の原因
⑮ 第34条(注1)	第33条(保険金の請求)(3)の規定による手続	第33条(保険金の請求)(3)およびサイバープロテクター特約第12条(保険金の請求)の規定による手続

## 第14条(普通保険約款の適用除外)

この保険契約については、普通保険約款第26条(保険料の返還—解約または解除の場合)(3)の規定を適用しません。

## 第15条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

# プロテクト費用補償特約

## 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、サイバープロテクター特約「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
け	継続契約	プロテクト費用補償特約付帯保険契約の保険期間の終了日 <sup>(注)</sup> を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とするプロテクト費用補償特約付帯保険契約をいいます。 (注) 保険期間の終了日 そのプロテクト費用補償特約付帯保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします。
こ	広告宣伝活動費用	情報セキュリティ事故に起因して低下したブランドイメージの回復または失墜防止のための広告宣伝活動に要した費用をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものに要した費用に限ります。 ① 情報セキュリティ事故に関する状況説明または謝罪のための社告、会見等 ② 情報セキュリティ事故の再発防止対策または危機管理改善を施した旨の宣伝または広告
	コンサルティング費用	情報セキュリティ事故に関して被害者および被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用をいいます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て支出した費用に限ります。

し	事故解決期間	記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、第6条（情報セキュリティ事故発生の通知）に規定する通知を当社が受領した日の翌日から起算して180日が経過した日に終わる期間をいいます。
	事故原因・被害範囲調査費用	情報セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全をするための費用をいいます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て支出した費用に限ります。
	事故対応費用	情報セキュリティ事故の直接の結果としてまたは情報セキュリティ事故の影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保険者が現実に負担する費用であって、次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、サイバープロテクター特約で支払われる費用を除きます。 ① 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 (注) ② 通信業務のコールセンター会社への委託費用 ③ 事故対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ④ 事故対応により生じる出張費および宿泊費 ⑤ 被保険者以外の者に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用 (注) 通信費用 文書の作成代および封筒代を含みます。
	情報セキュリティ事故	次のいずれかの事由をいいます。 ① サイバープロテクター特約第1条（保険金を支払う場合）①に規定する事由 ② サイバープロテクター特約第1条（保険金を支払う場合）②に規定する事由 ③ この保険契約にIT業務特約が付帯されている場合に限り、IT業務特約第1条（保険金を支払う場合）に規定する事由
	初年度契約	継続契約以外のプロテクト費用補償特約付帯保険契約をいいます。
そ	措置	情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が講じるブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な措置であって、事故解決期間内に日本国内において講じられた措置をいいます。
ひ	プロテクト費用補償特約付帯保険契約	プロテクト費用補償特約が付帯された専門事業者賠償責任保険普通保険約款に基づく当社との保険契約をいいます。
ほ	法律相談費用	情報セキュリティ事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用をいいます。ただし、法律上の損害賠償を請求することまたは請求されたことに起因する費用を除きます。

み	見舞金・見舞品購入費用	<p>情報セキュリティ事故の被害を直接に受けた者に対する謝罪のための見舞金にかかる費用または見舞品<sup>(注1)</sup>の購入等にかかる費用をいい、見舞金の額および見舞品の相当額<sup>(注2)</sup>は被害者1名あたり次の額を限度とします。ただし、あらかじめ当社の承認を得て支出した費用に限ります。</p> <p>① 被害者が法人の場合 1法人につき50,000円</p> <p>② 被害者が個人の場合 1名につき1,000円</p> <p>(注1) 見舞品 記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等は除きます。</p> <p>(注2) 見舞品の相当額 見舞品が保険契約者または記名被保険者が製造または販売する製品、商品、サービス等である場合には、その製造・仕入原価相当額とします。</p>
---	-------------	--

## 第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、専門事業者賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が措置を講じることによって被る損害に対して、この特約にしたがって、プロテクト費用保険金を支払います。
- (2)(1)の規定にかかわらず、「用語の説明」の情報セキュリティ事故の説明①の事由が発生した場合において、当社がプロテクト費用保険金を支払うのは、次のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限り、
- ① 公的機関<sup>(注)</sup>に対する届出または報告等。ただし、文書による届出または報告に限ります。
  - ② 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表、社告等
  - ③ 被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫言状または案内状の送付
  - ④ 公的機関<sup>(注)</sup>からの通報
- (注) 公的機関  
不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。

## 第2条（損害の範囲）

- (1)当社が第1条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う損害は、被保険者が次のいずれかに該当する費用を支出することによって被る損害に限ります。ただし、被保険者が事故の発生にかかわらず支出する費用を除きます。
- ① 事故対応費用
  - ② 事故原因・被害範囲調査費用
  - ③ 広告宣伝活動費用
  - ④ 法律相談費用
  - ⑤ コンサルティング費用
  - ⑥ 見舞金・見舞品購入費用
- (2)(1)に規定する費用には、次のいずれかに該当するものは含みません。
- ① この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料
  - ② 金利等資金調達に関する費用

- ③ 記名被保険者の役員および使用人等の報酬または給与<sup>(注1)</sup>
- ④ 記名被保険者が講じる措置に関して、被保険者と被保険者以外の者との間に特別な約定がある場合において、その約定によって通常の措置にかかる費用を超えて要した費用
- ⑤ 正当な理由がなく、通常の措置にかかる費用を超えて要した費用
- ⑥ 法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を弁護士に委任したことにより生じた費用<sup>(注2)</sup>
- ⑦ 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑧ サイバー攻撃が金銭等<sup>(注3)</sup>の要求を伴う場合において、その金銭等<sup>(注3)</sup>
- ⑨ 被保険者に生じた喪失利益
- ⑩ 税金、罰金、科料、過料、課徴金または制裁金

(注1) 報酬または給与

通常要する額を超える部分は除きます。

(注2) 弁護士に委任したことにより生じた費用

弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要した費用を含みます。

(注3) 金銭等

電子マネー、仮想通貨、その他これらに類似のものを含みます。

### 第3条（支払保険金）

- (1)当社が、この特約により支払うプロテクト費用保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出される額とします。ただし、別表記載の1事故限度額を限度とします。

$$\boxed{\text{プロテクト費用保険金}} = \boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}}$$

- (2)当社が、この特約により支払うプロテクト費用保険金の総額は、別表記載の保険期間中限度額を限度とします。
- (3)被保険者が支出した費用に対して、被保険者以外の者から損害賠償金等を回収した場合には、損害の額からその回収金のうち第2条（損害の範囲）に規定する費用に相当する額を除いた額に対して、この特約にしたがい、プロテクト費用保険金を支払います。

### 第4条（継続契約の支払限度額の取扱い）

この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約の保険期間の開始時に、情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたときまたは知っていたと合理的に推定されるときは、当社は、次のいずれか低い金額をこの保険契約の保険金として支払います。

- ① この保険契約の支払条件により算出された支払責任額
- ② 情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを知った時または知ったと合理的に推定される時の保険契約の支払条件により算出された支払責任額

### 第5条（保険期間と保険責任の関係）

- (1)当社は、普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、保険期間中に当社に対して第6条（情報セキュリティ事故発生の通知）(1)の通知がなされた場合に限り、プロテクト費用保険金を支払います。
- (2)(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が、保険期間の開始時に、情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた<sup>(注)</sup>ときは、当社は、その情報セキュリティ事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いま

せん。

- (3)(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた<sup>(注)</sup>ときは、当社は、その情報セキュリティ事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。

## 第6条（情報セキュリティ事故発生の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、情報セキュリティ事故の発生を知った場合は、遅滞なく、当社に対して書面により次の事項を通知しなければなりません。

- ① 情報セキュリティ事故が発生した日<sup>(注)</sup>
- ② 情報セキュリティ事故の発生を知った日
- ③ 情報セキュリティ事故の内容
- ④ 漏えいしたまたはそのおそれのある情報の内容
- ⑤ 警察署もしくは行政庁または公的機関への届出を行った場合、その届出日
- ⑥ 公的機関からの通報を受領した場合、その通報の受領日および内容

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)に規定する通知を行わない場合または(1)の事項に関して知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (3)(1)の通知がなされた場合は、普通保険約款第28条（損害賠償請求等の通知）(2)に規定する通知がなされたものとみなします。

(注) 情報セキュリティ事故が発生した日

複数日ある場合には最も早い日とし、特定できない場合には発生した可能性のある最も早い日とします。

## 第7条（1回の事故）

情報セキュリティ事故の発生した時もしくは場所または被害者の数等にかかわらず、同一の事由もしくは行為またはその事由もしくは行為に関連する他の事由もしくは行為に起因する一連の情報セキュリティ事故は、1回の事故とみなします。なお、一連の情報セキュリティ事故は、最初に情報セキュリティ事故を被保険者が知った時にすべての情報セキュリティ事故を知ったものとみなします。

## 第8条（保険金の請求）

- (1) 当社に対するプロテクト費用保険金の請求権は、被保険者が第2条（損害の範囲）に定める費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者がプロテクト費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第33条（保険金の請求）(3)に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

### 保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 費用の請求書または見積書等、費用の発生を証明する書類
- ② 費用に関する領収書等、被保険者の費用支出を証明する書類

- (3) プロテクト費用保険金の請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

## 第9条（普通保険約款等の読み替え）

(1)この特約においては、普通保険約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
① 第6条(保険料の払込方法)(2)	保険料領収までの間になされた損害賠償請求	保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故
② 第7条(保険責任のおよぶ地域)	被保険者が日本国内において行った行為に起因して、日本国内においてなされた損害賠償請求による損害	被保険者が日本国内において講じた措置による損害
③ 第9条(保険金を支払わない場合—その2)	事由または行為に起因する損害賠償請求がなされたことによる損害	事由または行為によって生じた情報セキュリティ事故に起因する損害
④ 第10条(保険金を支払わない場合—その3)	次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害	次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害
⑤ 第10条①	身体の障害 <sup>(注1)</sup> または精神的苦痛に対する損害賠償請求	身体の障害 <sup>(注1)</sup>
⑥ 第10条②	誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による名誉き損または人格権侵害に対する損害賠償請求	被保険者による誹謗または中傷による名誉き損または人格権侵害
⑦ 第10条③	財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難 <sup>(注2)</sup> に対する損害賠償請求	財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難 <sup>(注2)</sup>
⑧ 第10条④	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権の侵害
⑨ 第12条(告知義務)(3)③	損害賠償請求がなされる前に	情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを被保険者が知る前に
⑩ 第12条(5)	損害賠償請求がなされた後に	情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に

⑪ 第12条(6)	(2)に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求	(2)に規定する事実に基づかずに発生した情報セキュリティ事故
⑫ 第13条(通知義務)(4)	変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求	変更届出書を受領するまでの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故
⑬ 第13条(5)	(1)の事実に基づかずになされた損害賠償請求	(1)の事実に基づかずに発生した情報セキュリティ事故
⑭ 第20条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(3)	損害賠償請求がなされた後に	情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に
	なされた損害賠償請求による損害	発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故に起因する損害
⑮ 第27条(追加保険料領収前の損害賠償請求)(1)および(2)	追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求	追加保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故
⑯ 第29条(損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)	損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合	損害賠償請求がなされるおそれのある状況(情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを含みます。)を知った場合
⑰ 第33条(保険金の請求)(4)	損害賠償請求の内容	情報セキュリティ事故もしくは措置の内容
⑱ 第34条(保険金の支払)(1)および(2)	損害賠償請求の原因	情報セキュリティ事故の原因
	損害賠償請求がなされた	情報セキュリティ事故が発生した
	損害賠償請求と損害との関係	情報セキュリティ事故と損害との関係
⑲ 第34条(注1)	第33条(保険金の請求)(3)の規定による手続	第33条(保険金の請求)(3)およびプロテクト費用補償特約第8条(保険金の請求)(2)の規定による手続

(2)この特約においては、サイバープロテクター特約の規定を次表のとおり読

み替えて適用します。

サイバープロテクター特約の規定	読替前	読替後
① 第5条(保険金を支払わない場合—その1)(2)	次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害	次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害
② 第5条(2)各号	損害賠償請求	損害
③ 第6条(保険金を支払わない場合—その2)(1)	次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害	次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害
④ 第6条(1)各号	損害賠償請求	損害

## 第10条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、サイバープロテクター特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

### 別表 プロテクト費用保険金の支払限度額

1事故限度額	保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる1事故限度額
保険期間中限度額	保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる保険期間中限度額

## サイバープロテクター拡張補償特約

### 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、サイバープロテクター特約「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
く	クレジット情報モニタリング費用	情報が漏えいまたはそのおそれがある被害者のクレジット情報について、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用をいいます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て支出した費用に限ります。
け	継続契約	サイバープロテクター拡張補償特約付帯保険契約の保険期間の終了日 <sup>(注)</sup> を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とするサイバープロテクター拡張補償特約付帯保険契約をいいます。 (注) 保険期間の終了日 そのサイバープロテクター拡張補償特約付帯保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします。

こ	広告宣伝活動費用	<p>情報セキュリティ事故に起因して低下したブランドイメージの回復または失墜防止のための広告宣伝活動に要した費用をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものに要した費用に限ります。</p> <p>① 情報セキュリティ事故に関する状況説明または謝罪のための社告、会見等</p> <p>② 情報セキュリティ事故の再発防止対策または危機管理改善を施した旨の宣伝または広告</p>
	公的調査	<p>公的機関によりなされる公的な調査、検査または取り調べであって、記名被保険者がこれらに应诉することが法的に義務付けられるものをいいます。ただし、監督官庁による定期的な検査または業界全体を対象とする質問、検査もしくは調査は含みません。</p>
	公的調査対応費用	<p>情報セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用をいいます。</p> <p>① 公的調査への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用</p> <p>② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 (注)</p> <p>③ 公的調査への対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分</p> <p>④ 公的調査への対応により生じる出張費および宿泊費</p> <p>⑤ 公的調査への対応のため、被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用。ただし、あらかじめ当社の承認を得て支出した費用に限ります。</p> <p>(注) 通信費用 文書の作成および封筒代を含みます。</p>
	コンサルティング費用	<p>情報セキュリティ事故に関して被害者および被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用をいいます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て支出した費用に限ります。</p>

さ	サイバー攻撃調査費用	サイバー攻撃の有無を判断することを目的とした、外部機関 <sup>(注)</sup> による調査にかかる費用をいいます。 (注) 外部機関 記名被保険者が所有、使用または管理する情報システムのセキュリティの運用管理を委託している者を除きます。
	サイバープロテクター拡張補償特約付帯保険契約	サイバープロテクター拡張補償特約が付帯された専門事業者賠償責任保険普通保険約款に基づく当社との保険契約をいいます。
	再発防止費用	情報セキュリティ事故の再発防止のために負担した必要かつ有益な費用をいい、情報セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、コンサルティング費用および情報システム等復旧費用は含みません。ただし、あらかじめ当社の承認を得て支出した費用に限ります。
し	事故解決期間	記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、第2章第6条（情報セキュリティ事故発生の通知）に規定する通知を当社が受領した日の翌日から起算して1年が経過した日に終わる期間をいいます。
	事故原因・被害範囲調査費用	情報セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全をするための費用をいいます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て支出した費用に限ります。
	事故対応費用	情報セキュリティ事故の直接の結果としてまたは情報セキュリティ事故の影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保険者が現実に負担する費用であって、次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、サイバープロテクター特約で支払われる費用を除きます。 ① 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 <sup>(注)</sup> ② 通信業務のコールセンター会社への委託費用 ③ 事故対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ④ 事故対応により生じる出張費および宿泊費 ⑤ 被保険者以外の者に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用 (注) 通信費用 文書の作成代および封筒代を含みます。

<p>情報システム等復旧費用</p>	<p>情報セキュリティ事故によって、情報システムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。）または電子情報の消失、改ざんもしくは損壊（暗号化等の使用不能を含みます。以下同様とします。）が発生した場合に要した次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て支出した費用に限ります。</p> <p>① 情報システムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器<sup>(注1)</sup>ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼動するための点検・調整費用もしくは試運転費用</p> <p>② 損傷した情報システムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用<sup>(注2)</sup>ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用<sup>(注3)</sup>および撤去費用</p> <p>③ 消失、改ざんもしくは損壊した電子情報の修復、再製作または再取得費用</p> <p>(注1) サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器 携帯電話、PHS等の移動体通信端末機器およびラップトップ型のパソコン、ノート型のパソコン、電子手帳等の携帯型電子事務機器ならびにこれらの付属品を除きます。</p> <p>(注2) 代替物の賃借費用 敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。</p> <p>(注3) 仮設物の設置費用 付随する土地の賃借費用を含みます。</p>
<p>情報セキュリティ事故</p>	<p>次のいずれかの事由をいいます。</p> <p>① サイバープロテクター特約第1条（保険金を支払う場合）①に規定する事由</p> <p>② サイバープロテクター特約第1条（保険金を支払う場合）②に規定する事由</p> <p>③ この保険契約にIT業務特約が付帯されている場合に限り、IT業務特約第1条（保険金を支払う場合）に規定する事由</p> <p>④ ①から③までを引き起こすおそれのあるサイバー攻撃</p> <p>⑤ ①から④までを除き、サイバー攻撃またはそのおそれ</p>
<p>初年度契約</p>	<p>継続契約以外のサイバープロテクター拡張補償特約付帯保険契約をいいます。</p>
<p>そ 措置</p>	<p>情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が講じるブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な措置であって、事故解決期間内に講じられた措置をいいます。ただし、「用語の説明」の情報セキュリティ事故の説明③の事由が発生した場合は、日本国内において講じられた措置に限ります。</p>

て	テロ行為等	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます。
ひ	被害拡大防止費用	情報セキュリティ事故の被害拡大を防止するために負担した次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て支出した費用に限ります。 ① ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要なかつ有益な費用 ② 情報セキュリティ事故に関する記名被保険者の風評被害 <sup>(注)</sup> の拡大防止に必要なかつ有益な費用 (注) 風評被害 インターネットによるものに限ります。
ほ	法律相談費用	情報セキュリティ事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用をいいます。ただし、法律上の損害賠償を請求することまたは請求されたことに起因する費用を除きます。
み	見舞金・見舞品購入費用	情報セキュリティ事故の被害を直接に受けた者に対する謝罪のための見舞金にかかる費用または見舞品 <sup>(注1)</sup> の購入等にかかる費用をいい、見舞金の額および見舞品の相当額 <sup>(注2)</sup> は被害者1名あたり次の額を限度とします。ただし、あらかじめ当社の承認を得て支出した費用に限ります。 ① 被害者が法人の場合 1法人につき50,000円 ② 被害者が個人の場合 1名につき1,000円 (注1) 見舞品 記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等は除きます。 (注2) 見舞品の相当額 見舞品が保険契約者または記名被保険者が製造または販売する製品、商品、サービス等である場合には、その製造・仕入原価相当額とします。

## 第1章 賠償損害拡張補償条項

### 第1条 (保険金を支払う場合)

この補償条項により、専門事業者賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第10条(保険金を支払わない場合—その3)①および③ならびにサイバープロテクター特約第8条(保険金を支払わない場合の適用除外)(2)①にかかわらず、サイバープロテクター特約第1条(保険金を支払う場合)②に規定する事故には、次のいずれかに該当する事故を含みます。

- ① サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害<sup>(注1)</sup>
- ② サイバー攻撃に起因する他人の財物<sup>(注2)</sup>の滅失、破損もしくは汚損または紛失もしくは盗取

(注1) 身体の障害

傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

(注2) 財物

財産的価値を有する有体物をいいます。

## 第2条（保険責任のおよぶ地域）

- (1) 当社は、普通保険約款第7条（保険責任のおよぶ地域）およびサイバープロテクター特約第13条（普通保険約款の読み替え）②の規定のほか、被保険者が日本国外においてなされた損害賠償請求による損害に対して、保険金を支払います。
- (2) この保険契約においては、サイバープロテクター特約「用語の説明」の訴訟対応費用の説明中、「日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に」とあるのは「訴訟が提起された場合に」と読み替えて適用します。
- (3) この保険契約にIT業務特約が付帯されている場合であって、IT業務特約第1条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払うときは、(1) および(2)の規定は適用しません。

## 第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害に対しては第1条（保険金を支払う場合）の規定を適用しません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償請求
- ② 液体、気体<sup>(注1)</sup>もしくは固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償請求
- ③ 石綿<sup>(注2)</sup>、石綿<sup>(注2)</sup>製品、石綿<sup>(注2)</sup>繊維の製造、販売、提供、使用、設置、除去または石綿<sup>(注2)</sup>粉塵への曝露に起因する損害賠償請求
- ④ 次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害賠償請求
  - ア. 航空機
  - イ. パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球
  - ウ. 自動車<sup>(注3)</sup>
  - エ. 船舶または車両<sup>(注4)</sup>
- ⑤ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害賠償請求
  - ア. 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
  - イ. はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
  - ウ. ア、またはイ、に規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為

(注1) 気体

煙、蒸気、じんあい等を含みます。

(注2) 石綿

アスベストをいいます。

(注3) 自動車

原動機付自転車を含みます。

(注4) 船舶または車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

## 第4条 (損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い)

- (1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況<sup>(注)</sup>を知った場合は、普通保険約款第29条(損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い)に定める義務のほか、次表「損害賠償請求がなされた時の義務」を履行しなければなりません。この規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

損害賠償請求がなされた時の義務	義務違反の場合の取扱い
次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ① 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 ② 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ③ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の事項について事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 損害賠償請求がなされるおそれのある状況  
事故の発生またはそのおそれを含みます。

## 第5条 (保険金の請求)

被保険者がこの補償条項の保険金の請求をする場合は、普通保険約款第33条(保険金の請求)(3)およびサイバープロテクター特約第12条(保険金の請求)に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 死亡に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
② 後遺障害に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
③ 傷害または疾病に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
④ 他人の財物の滅失、破損もしくは汚損または紛失もしくは盗取に関する損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書 <sup>(注1)</sup> および被害が生じた物の写真 <sup>(注2)</sup>

(注1) 修理等に要する費用の見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 写真

画像データを含みます。

## 第6条 (保険金の支払)

(1) この補償条項においては、普通保険約款第34条(保険金の支払)の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第34条(1)③	損害の額および損害賠償請求と損害との関係	損害の額、事故および損害賠償請求と損害との関係ならびに治療の経過および内容
第34条(注1)	第33条(保険金の請求)(3)の規定による手続	第33条(保険金の請求)(3)、サイバープロテクター特約第12条(保険金の請求)およびサイバープロテクター拡張補償特約第1章第5条(保険金の請求)の規定による手続

(2) 普通保険約款第34条(保険金の支払)(2)に掲げる事由のほか、同条(1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日<sup>(注1)</sup>からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数<sup>(注2)</sup>を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 普通保険約款第34条(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
② 普通保険約款第34条(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日

(3) (2)①および②に掲げる特別な照会を開始した後、(2)①および②に掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、(2)①および②に掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) (2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合<sup>(注3)</sup>には、それによって確認が遅延した期間については、(2)の期間に算入しないものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が普通保険約款第33条(保険金の請求)(3)、サイバープロテクター特約第12条(保険金の請求)および第5条(保険金の請求)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数

複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

## 第2章 プロテクト費用補償条項

### 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）および普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が措置を講じることによって被る損害に対して、この補償条項にしたがって、プロテクト費用保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、「用語の説明」の情報セキュリティ事故の説明①または④の事由が発生した場合において、当社がプロテクト費用保険金を支払うのは、次のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限り、
- ① 公的機関<sup>(注)</sup>に対する届出または報告等。ただし、文書による届出または報告に限り、
  - ② 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表、社告等
  - ③ 被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫言状または案内状の送付
  - ④ 公的機関<sup>(注)</sup>からの通報
- (3) (1)の規定にかかわらず、「用語の説明」の情報セキュリティ事故の説明⑤の事由が発生した場合において、当社がプロテクト費用保険金を支払うのは、次のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限り、
- ① 公的機関<sup>(注)</sup>からの通報
  - ② 記名被保険者が所有、使用または管理する情報システムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報または報告
- (注) 公的機関  
不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。

### 第2条（損害の範囲）

- (1) 「用語の説明」の情報セキュリティ事故の説明①から④までの事由が発生した場合において、当社が保険金を支払う損害は、被保険者が次のいずれかに該当する費用を支出することによって被る損害に限り、ただし、被保険者が事故の発生にかかわらず支出する費用を除きます。
- ① 事故対応費用
  - ② 事故原因・被害範囲調査費用
  - ③ 広告宣伝活動費用
  - ④ 法律相談費用
  - ⑤ コンサルティング費用
  - ⑥ 見舞金・見舞品購入費用
  - ⑦ クレジット情報モニタリング費用
  - ⑧ 公的調査対応費用
  - ⑨ 情報システム等復旧費用
  - ⑩ 被害拡大防止費用
  - ⑪ 再発防止費用
- (2) 「用語の説明」の情報セキュリティ事故の説明⑤の事由が発生した場合において、当社が保険金を支払う損害は、被保険者がサイバー攻撃調査費用を支出することによって被る損害に限り、ただし、被保険者が事故の発生にかかわらず支出する費用を除きます。
- (3) (1)および(2)に規定する費用には、次のいずれかに該当するものは含まれません。
- ① この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料

- ② 金利等資金調達に関する費用
- ③ 記名被保険者の役員および使用人等の報酬または給与<sup>(注1)</sup>
- ④ 記名被保険者が講じる措置に関して、被保険者と被保険者以外の者との間に特別な約定がある場合において、その約定によって通常の措置にかかる費用を超えて要した費用
- ⑤ 正当な理由がなく、通常の措置にかかる費用を超えて要した費用
- ⑥ 法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を弁護士に委任したことにより生じた費用<sup>(注2)</sup>
- ⑦ 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑧ サイバー攻撃が金銭等<sup>(注3)</sup>の要求を伴う場合において、その金銭等<sup>(注3)</sup>
- ⑨ 被保険者に生じた喪失利益
- ⑩ 税金、罰金、科料、過料、課徴金または制裁金

(注1) 報酬または給与

通常要する額を超える部分は除きます。

(注2) 弁護士に委任したことにより生じた費用

弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要した費用を含みます。

(注3) 金銭等

電子マネー、仮想通貨、その他これらに類似のものを含みます。

### 第3条（支払保険金）

- (1) 当社が、この補償条項により支払うプロテクト費用保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出される額とします。ただし、別表記載の1事故限度額を限度とします。

$$\boxed{\text{プロテクト費用保険金}} = \left( \boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} \right) \times \boxed{\text{別表記載の縮小支払割合}}$$

- (2) (1)の算式において、免責金額を適用する場合は、別表記載の縮小支払割合が低い費用に対して優先して適用するものとします。
- (3) 当社が、この補償条項により支払うプロテクト費用保険金の総額は、別表記載の保険期間中限度額を限度とします。
- (4) 被保険者が支出した費用に対して、被保険者以外の者から損害賠償金等を回収した場合には、損害の額からその回収金のうち第2条（損害の範囲）に規定する費用に相当する額を除いた額に対して、この補償条項にしたがい、プロテクト費用保険金を支払います。

### 第4条（継続契約の支払限度額の取扱い）

この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約の保険期間の開始時に、情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたときまたは知っていたと合理的に推定されるときは、当社は、次のいずれか低い金額をこの保険契約の保険金として支払います。

- ① この保険契約の支払条件により算出された支払責任額
- ② 情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを知った時または知ったと合理的に推定される時の保険契約の支払条件により算出された支払責任額

### 第5条（保険期間と保険責任の関係）

- (1) 当社は、普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、保険期間中に当社に対して第6条（情報セキュリティ事故発生の通知）(1)の通知がなされた場合に限り、プロテクト費用保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、

保険契約者または被保険者が、保険期間の開始時に、情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた<sup>(注)</sup>ときは、当社は、その情報セキュリティ事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いませ

- (3)(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた<sup>(注)</sup>ときは、当社は、その情報セキュリティ事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いませ

(注) 情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた  
情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。

## 第6条（情報セキュリティ事故発生の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、情報セキュリティ事故の発生を知った場合は、遅滞なく、当社に対して書面により次の事項を通知しなければなりません。

- ① 情報セキュリティ事故が発生した日<sup>(注)</sup>
- ② 情報セキュリティ事故の発生を知った日
- ③ 情報セキュリティ事故の内容
- ④ 漏えいしたまたはそのおそれのある情報の内容
- ⑤ 警察署もしくは行政庁または公的機関への届出を行った場合、その届出日
- ⑥ 公的機関からの通報を受領した場合、その通報の受領日および内容

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)に規定する通知を行わない場合または(1)の事項に関して知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (3)(1)の通知がなされた場合は、普通保険約款第28条（損害賠償請求等の通知）(2)に規定する通知がなされたものとみなします。

(注) 情報セキュリティ事故が発生した日  
複数日ある場合には最も早い日とし、特定できない場合には発生した可能性のある最も早い日とします。

## 第7条（1回の事故）

情報セキュリティ事故の発生した時もしくは場所または被害者の数等にかかわらず、同一の事由もしくは行為またはその事由もしくは行為に関連する他の事由もしくは行為に起因する一連の情報セキュリティ事故は、1回の事故とみなします。なお、一連の情報セキュリティ事故は、最初に情報セキュリティ事故を被保険者が知った時にすべての情報セキュリティ事故を知ったものとみなします。

## 第8条（保険金の請求）

- (1) 当社に対するプロテクト費用保険金の請求権は、被保険者が第2条（損害の範囲）に定める費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者がプロテクト費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第33条（保険金の請求）(3)に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

### 保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 費用の請求書または見積書等、費用の発生を証明する書類
- ② 費用に関する領収書等、被保険者の費用支出を証明する書類

- (3) プロテクト費用保険金の請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3

年を経過した場合は、時効によって消滅します。

## 第9条（普通保険約款等の読み替え）

(1) この補償条項においては、普通保険約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
① 第6条(保険料の払込方法)(2)	保険料領収までの間になされた損害賠償請求	保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故
② 第7条(保険責任のおよぶ地域)	被保険者が日本国内において行った行為に起因して、日本国内においてなされた損害賠償請求による損害	「用語の説明」の情報セキュリティ事故の説明③の事由が発生した場合は、被保険者が日本国内において講じた措置による損害
③ 第9条(保険金を支払わない場合—その2)	事由または行為に起因する損害賠償請求がなされたことによる損害	事由または行為によって生じた情報セキュリティ事故に起因する損害
④ 第10条(保険金を支払わない場合—その3)	次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害	次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害
⑤ 第10条①	身体の障害 <sup>(注1)</sup> または精神的苦痛に対する損害賠償請求	身体の障害 <sup>(注1)</sup> 。ただし、サイバー攻撃に起因するものを除きます。
⑥ 第10条②	誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による名誉き損または人格権侵害に対する損害賠償請求	被保険者による誹謗または中傷による名誉き損または人格権侵害
⑦ 第10条③	財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難 <sup>(注2)</sup> に対する損害賠償請求	財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難 <sup>(注2)</sup> 。ただし、サイバー攻撃に起因するものを除きます。
⑧ 第10条④	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権の侵害
⑨ 第12条(告知義務)(3)③	損害賠償請求がなされる前に	情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを被保険者が知る前に

⑩ 第12条(5)	損害賠償請求がなされた後に	情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に
⑪ 第12条(6)	(2)に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求	(2)に規定する事実に基づかずに発生した情報セキュリティ事故
⑫ 第13条(通知義務)(4)	変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求	変更届出書を受領するまでの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故
⑬ 第13条(5)	(1)の事実に基づかずになされた損害賠償請求	(1)の事実に基づかずに発生した情報セキュリティ事故
⑭ 第20条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(3)	損害賠償請求がなされた後に	情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に
	なされた損害賠償請求による損害	発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故に起因する損害
⑮ 第27条(追加保険料領収前の損害賠償請求)(1)および(2)	追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求	追加保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故
⑯ 第29条(損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)	損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合	損害賠償請求がなされるおそれのある状況(情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを含みます。)を知った場合
⑰ 第33条(保険金の請求)(4)	損害賠償請求の内容	情報セキュリティ事故もしくは措置の内容
⑱ 第34条(保険金の支払)(1)および(2)	損害賠償請求の原因	情報セキュリティ事故の原因
	損害賠償請求がなされた	情報セキュリティ事故が発生した
	損害賠償請求と損害との関係	情報セキュリティ事故と損害との関係

⑬ 第34条(注1)	第33条(保険金の請求)(3)の規定による 手続	第33条(保険金の請求)(3)およびサイバープロテクター拡張補償特約第2章第8条(保険金の請求)(2)の規定による手続
------------	-----------------------------	---

(2)この補償条項においては、サイバープロテクター特約の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

サイバープロテクター特約の規定	読替前	読替後
① 第5条(保険金を支払わない場合—その1)(2)	次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害	次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害
② 第5条(2)各号	損害賠償請求	損害
③ 第6条(保険金を支払わない場合—その2)(1)	次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害	次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害
④ 第6条(1)各号	損害賠償請求	損害

## 第3章 基本条項

### 第1条 (保険金を支払わない場合)

この特約が付帯される保険契約において、当社は、テロ行為等によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第2条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、サイバープロテクター特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

#### 別表 プロテクト費用保険金の縮小支払割合・支払限度額

費用の種類	縮小支払割合	支払限度額	
		1事故	保険期間中
① 事故対応費用	100%	保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる1事故限度額	保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる保険期間中限度額
② 事故原因・被害範囲調査費用			
③ 広告宣伝活動費用			
④ 法律相談費用			
⑤ コンサルティング費用			
⑥ 見舞金・見舞品購入費用			
⑦ クレジット情報モニタリング費用			

⑧ 公的調査対応費用			
⑨ 情報システム等復旧費用	100%	1,000万円	1,000万円
⑩ 被害拡大防止費用	90%	⑩および⑪の費用の合計で、1,000万円	⑩および⑪の費用の合計で、1,000万円
⑪ 再発防止費用			
⑫ サイバー攻撃調査費用	80%	1,000万円	1,000万円

注 この特約において当社が支払うプロテクト費用保険金の総額は、1回の事故につき保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる1事故限度額、保険期間中につき保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる保険期間中限度額を限度とします。

## IT業務特約

### 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、サイバープロテクター特約第1条（保険金を支払う場合）に定める損害のほか、記名被保険者が別表記載の業務（以下「IT業務」といいます。）を遂行するにあたり、次のいずれかに該当する事由に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、この特約にしたがって、保険金を支払います。

- ① 他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害
- ② 他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊
- ③ 他人の人格権侵害または著作権侵害
- ④ その他不測かつ突発的な事由による他人の損失

### 第2条（被保険者）

この特約にいう被保険者には、サイバープロテクター特約第2条（被保険者）に規定する者のほか、次のいずれかに該当する者を含みます。

- ① 記名被保険者のすべての販売業者または下請業者。ただし、記名被保険者のIT業務について販売業務または下請業務を行った場合に限りです。
- ② ①に規定する者の役員。ただし、記名被保険者のIT業務について販売業務または下請業務を行った場合に限りです。

### 第3条（保険責任のおよぶ地域）

この特約において、当社は、被保険者が日本国内においてなされた損害賠償請求による損害に対してのみ保険金を支払います。ただし、当社は、日本国外で既になされた損害賠償請求に対する判決等の承認または執行について、日本国内で提起された損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、サイバープロテクター特約第5条（保険金を支払わない場合—その1）および同第6条（保険金を支払わない場合—その2）（1）に定める損害のほか、次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用され

ます。

- ① 被保険者が新たなもしくは改定したIT業務を使用、提供または販売する場合において、通常要するテストを実施していないときに、そのIT業務の欠陥に起因する損害賠償請求
- ② IT業務がソフトウェアまたはプログラムの使用、提供または販売の場合において、被保険者が新たに使用、提供もしくは販売したまたは改定したIT業務の欠陥によって、次のいずれかの期間内に生じた事故に起因する損害賠償請求
  - ア. そのIT業務のテスト期間内
  - イ. そのIT業務の試用期間内
  - ウ. そのIT業務が不特定多数のユーザー向けに開発した汎用ソフトウェア・プログラムでない場合には、そのIT業務の正式使用、正式提供または販売開始から14日以内
  - エ. そのIT業務が不特定多数のユーザー向けに開発した汎用ソフトウェア・プログラムの場合には、そのIT業務の販売開始から14日以内
- ③ IT業務がソフトウェアまたはプログラムの使用、提供もしくは販売の場合において、そのIT業務の顧客と被保険者の間で、そのIT業務に関する時限的な契約<sup>(注1)</sup>を締結しているときは、その契約<sup>(注1)</sup>が満了した後の期間またはその契約<sup>(注1)</sup>がその顧客もしくは被保険者のいずれかにより解除された後の期間に生じた事故に起因する損害賠償請求
- ④ 被保険者の次のいずれかに該当する履行不能または履行遅滞<sup>(注2)</sup>に起因する損害賠償請求。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
  - ア. 完成、納入または販売を伴うIT業務における完成遅延、納入遅延もしくは販売遅延
  - イ. 被保険者の責めによらない事由によりIT業務の遂行が不可能となった結果生じた履行不能または履行遅滞<sup>(注2)</sup>
  - ウ. IT業務の送付・納入を伴う場合の誤送付・誤納入
- ⑤ 被保険者が④に規定する履行不能または履行遅滞<sup>(注2)</sup>を避けることを目的として行った不完全履行<sup>(注3)</sup>に起因する損害賠償請求
- ⑥ 被保険者が支出したと否とを問わず、IT業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用に起因する損害賠償請求
- ⑦ 石綿<sup>(注4)</sup>、石綿<sup>(注4)</sup>製品、石綿<sup>(注4)</sup>繊維の製造、販売、提供、使用、設置、除去または石綿<sup>(注4)</sup>粉塵への曝露に起因する損害賠償請求

(注1) 契約

請負契約、売買契約等をいい、類似の契約を含みます。

(注2) 履行不能または履行遅滞

類似のものを含みます。

(注3) 履行不能または履行遅滞<sup>(注2)</sup>を避けることを目的として行った不完全履行

履行不能または履行遅滞を避けることを目的として不完全履行を行ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注4) 石綿

アスベストをいいます。

## 第5条（保険金を支払わない場合の適用除外）

この特約においては、サイバープロテクター特約第6条（保険金を支払わない場合—その2）(2)の規定は適用しません。

## 第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、専門事業者賠償責任保険普通保険約款、サイバープロテクター特約および

この保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

## 別表 IT業務

- ① 受託計算・データ入力  
顧客よりデータを預託されて、自社による情報処理設備によりデータ入力・加工・指定された処理結果を納品する業務をいいます。
- ② アウトソーシング  
顧客の情報システム関連業務を一括受託する業務をいい、データ保管業務代行を含みます。
- ③ ファシリティ・マネジメント  
顧客のハードウェア、マシン室、電力・空調、ビル等の情報システムに付随する施設の一部または全部を維持管理する業務をいいます。
- ④ ハードウェア保守  
ハードウェアの運用管理保守業務をいい、持ち帰り修理を含む故障修理、データ復旧、データ消去等を行う業務を含みます。
- ⑤ コンピュータ・セキュリティ  
顧客のハード・ソフト等の安全管理対策およびコンピュータ犯罪防止に関するシステム業務をいい、遠隔診断・ハードウェアのチェック等の予防保守を含みます。
- ⑥ ハウジング  
顧客のサーバーを預かり、インターネットへの接続回線や保守・運用を行う業務をいい、インターネットデータセンターまたはコロケーションサービスを含みます。
- ⑦ VAN  
第一種電気通信事業者から回線を借り高度な通信処理機能を付加して販売する業務をいい、ファックスメールサービス、パケットデータ交換サービス、ISDN回線交換サービス、市外通話料金割引サービス、デジタル衛星通信サービス等を含みます。
- ⑧ インターネット接続（ISP）  
インターネット接続サービスおよびそれに関連するソリューション業務をいい、ホスティングサービスまたはレンタルサーバー業を含みます。
- ⑨ アプリケーション・サービス・プロバイダ（ASP）  
インターネットを通じて顧客にアプリケーションソフトをレンタルする業務をいいます。
- ⑩ システムインテグレーション  
企業内情報システムの企画・立案から導入・運用・保守・教育まで、システム構築等を総合して提供する業務をいいます。
- ⑪ 受託ソフトウェア開発  
特定顧客に対する情報システム開発および関連ソリューション業務をいい、ネットワーク（LAN、WAN等）構築、インターネット環境構築、WEBサイト構築、ヘルプデスク・コールセンター環境構築、ポータルサイト・ホームページ作成、データベース構築、受託アプリケーション設計・開発等を含みます。
- ⑫ IT技術者・オペレータ派遣  
システムエンジニア、プログラマー等の技術者またはデータの入力・加工処理を行うオペレータを顧客に派遣する業務をいい、システム開発支援、システム運用管理支援または現場サポートを含みます。
- ⑬ ソフトウェアプロダクト開発・販売  
汎用ソフトウェアの開発、販売、賃貸またはライセンス賃貸を行う業務をいいます。
- ⑭ デジタルコンテンツ制作受託・販売  
文字、映像、画像、音声等をソフトウェアプログラムと組み合わせたコンテンツの制作受託またはデジタル媒体（CD-ROM等）によ

るプロダクト販売を行う業務をいいます。

⑮ インターネット関連

WEBサイトの運営（eマーケットプレイス、インターネットオークションサービス、検索エンジン・ポータルサイト、インターネットモール等の運営を含みます。）、WEBコンテンツ情報のEメール配信、インターネット放送またはドメイン取得代行・登録管理を行う業務をいいます。

⑯ ヘルプデスク

顧客から請け負う情報システム・ネットワークの利用に関するサポート業務をいい、コールセンター・サービス等を含みます。

⑰ ITコンサルティング

情報技術に関するコンサルティング業務をいいます。

⑱ 調査・分析

情報技術を利用して行う調査・分析業務をいいます。

①⑨ IT教育

情報技術に関する教育業務をいいます。

②⑩ その他

①から①⑨までのほか、保険証券にこの特約の対象業務として記載された業務をいいます。